

くれオーク賞表彰要綱

文化振興課

(目的)

第1条 この要綱は、本市の教育・文化及びスポーツにおいて優れた成績を収めたものに対し、くれオーク賞を授与し、これを表彰することにより本市の教育・文化及びスポーツの振興を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる分野は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育・文化 吹奏楽、合唱、演劇、放送、文芸、美術、珠算その他これらに類するもの
- (2) スポーツ 陸上競技、水泳、野球、サッカー、テニス、バレーボールその他これらに類するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、奨励することが教育上特に好ましいと市長が認める活動等

(表彰基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するもので、市長表彰にふさわしいものに対し、くれオーク賞を授与する。

- (1) 呉市内に居住する者、呉市出身者又は呉市内に所在する団体で、国際規模の大会において第3位までに入賞したもの
- (2) 呉市内に居住する者又は呉市内に所在する団体で、全国規模の大会において第1位となったもの
- (3) 呉市内に居住する者、呉市出身者又は呉市内に所在する団体で、世界記録又は日本記録を樹立したもの
- (4) 呉市内に居住する者又は呉市内に所在する団体で、その業績が認められて全国規模の最優秀表彰等を受けたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、表彰しないものとする。

- (1) 職業的専門家
- (2) 国若しくは地方公共団体又は公共的団体に関与しない大会、教育・文化及びスポーツに関係のない大会等において、前項各号に掲げる成果を収めたもの
- (3) 過去にくれオーク賞を受賞した個人及び団体で、同一の分野で前項各号に掲げる成果を収めたもの

(表彰の方法)

第4条 表彰は、賞状及び記念品を授与して行うものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、随時行うものとする。

(受賞決定者の死亡)

第6条 受賞決定者が、受賞する前に死亡したときは、賞状及び記念品は、その遺族に贈るものとする。

(表彰審査委員会)

第7条 表彰に関する事項を審査するため、くれオーク賞表彰審査委員会を置く。

(委任規定)

第8条 この要綱に定めるもののほか、くれオーク賞の授与に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成3年1月1日から実施し、平成2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年3月16日から実施し、改正後の第2条及び第3条の規定は平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年10月1日から実施する。

付 則

1 この要綱は、平成25年12月9日から実施する。

2 この要綱の実施後に出される推薦書のうち、この要綱の実施前の成績によって過去にくれオーク賞を受賞しているものについても、第3条第2項第3号を適用する。

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

2 この要綱の実施後に出される推薦書のうち、この要綱の実施前の成績によって過去にくれオーク賞を受賞しているものについても、第3条第2項第3号を適用する。